（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年五月二日にカイロで

エジプト・アラブ共和国
投資・国際協力大臣　サハル・ナスル

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　香川剛廣閣下

○外務省告示第百三号

昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月八日外務省告示第百十八号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成二十年七月十四日	平成二十年八月十三日
ニウエ	平成二十四年五月十八日	平成二十四年六月十七日
ギニアビサウ共和国	平成二十八年十月二十四日	平成二十八年十一月二十三日
ベナン共和国	平成二十九年二月八日	平成二十九年三月十日
ガボン共和国	平成二十九年五月九日	平成二十九年六月八日
マダガスカル共和国	平成二十九年七月二十七日	平成二十九年八月二十六日

平成三十年三月十五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百四号

昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月八日外務省告示第二百六十二号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十五年六月三十日	平成十五年九月三十日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十七日
ギニアビサウ共和国	平成二十八年十月二十四日	平成二十九年一月二十四日

平成三十年三月十五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百五号

平成三十年二月二十七日にスバで、航空業務に関するフィジーとの間の協定の付表の改正に関する書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

平成三十年三月十五日

外務大臣　河野　太郎

（フィジー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百八十年三月十日にスバで署名された航空業務に関するフィジーと日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、二千十六年七月六日及び七日にスバにおいてフィジー共和国及び日本国の航空当局の間で行われた協議に言及するとともに、別添の修正された付表が英語及び日本語で作成された協定の現行の付表に代わることを提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する閣下の返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十七日にスバで

フィジー共和国司法長官兼経済・公営企業・公務員・通信・教育・遺産・芸術大臣
アイヤズ・サイエド＝カイユム

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　大村昌弘閣下

別添

付表

1　フィジーの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　フィジー内の地点―香港及び（又は）後に合意される東南アジア又は南太平洋内の一地点―東京―後に合意される以遠の一地点

(b)　フィジー内の地点―香港及び（又は）後に合意される東南アジア又は南太平洋内の一地点―東京以外の日本国内の地点―後に合意される以遠の一地点

注　路線(a)及び(b)では、「東南アジア内の一地点」は、マニラ、バンコク、クアラルンプール、シンガポール又はジャカルタに限られる。

2　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　東京―後に合意される東南アジア及び（又は）南太平洋内の二地点―ナンディ―後に合意される以遠の二地点

(b)　東京以外の日本国内の地点―後に合意される東南アジア及び（又は）南太平洋内の二地点―フィジー内の地点―後に合意される以遠の二地点

注　路線(a)及び(b)では、「東南アジア内の二地点」は、香港、マニラ、バンコク、クアラルンプール、シンガポール及び（又は）ジャカルタに限られる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡に言及する光栄を有します。

（フィジー側書簡）

本使は、更に、日本国政府がフィジー共和国政府の前記の提案を受諾する旨を閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十七日にスバで

フィジー共和国駐在
日本国特命全権大使　大村昌弘

フィジー共和国司法長官兼経済・公営企業・公務員・通信・教育・遺産・芸術大臣
アイヤズ・サイエド＝カイユム閣下